



島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第30号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	5
島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5
島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6
島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則	（地 域 政 策 課）	6
島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	（環境生活総務課）	6
島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	（文 化 国 際 課）	8
島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	11
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	（健康福祉総務課）	14
島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	16
島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 振 興 課）	16
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	17
島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	17
島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則	（商 工 政 策 課）	18
島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	19
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	20
島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	（河 川 課）	31
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	（斐伊川河川課）	31
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（会 計 課）	31

【告 示】

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	（雇 用 政 策 課）	32
島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額の一部改正	（都 市 計 画 課）	32
島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の一部改正	（ 〃 ）	32
有料公園施設における陸上競技用器具の基準額の一部改正	（ 〃 ）	33

【教委規則】

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	33
島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	（保 健 体 育 課）	33
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	34

公布された条例等のあらまし**◇島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）**

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、公文書の写しの作成に要する費用の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、公文書の写しの交付に要する費用の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、特定歴史公文書等の写しの作成に要する費用の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。（別表関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第20号)

1 規則の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定等を行うこととした。(別表関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、譲渡料の額の改定等を行うこととした。(別表第1・別表第2関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、貸付料の額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則(規則第25号)

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備の基準額の改定を行うこととした。(別表関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備使用料の額の改定を行うこととした。（別表第1関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

(1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、設備機器の使用料及び分析等の手数料の額を改定することとした。（別表第1・別表第2関係）

(2) 島根県産業技術センターの設備機器の種類を次のとおり改正することとした。（別表第1の1の表関係）

改正前	改正後
機械・金属・電子関連機器	機械・金属関連機器
	電子・電気関連機器

(3) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
微小荷重用強度試験機	1時間につき 140円
クロスセクションポリッシャー	1時間につき 1,270円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
電気恒温 ^ふ 孵卵器	1時間につき 50円
電磁式ふるい振とう機	1時間につき 50円
分析電子顕微鏡	1時間につき 1,990円

(4) 島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器からふるいを削除することとした。（別表第1の2の表関係）

(5) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

ア 機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
材料試験	微小荷重による強度試験	5試験片まで 2,420円
		1試験片増すごとに 350円加算

イ 無機材料試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
原材料試験	粒度分布測定（レーザー回折）	1試料につき 2,180円
	粒度分布測定（ふるい振とう機）	1試料につき 1,290円

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、土地占用料の額の算定に用いる割合を改正することとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則(規則第29号)

1 規則の概要

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の改正に伴う様式の整理(様式第1号・様式第2号関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第30号)

1 規則の概要

(1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、証紙取扱手数料率を3.24パーセントに引き上げることとした。
(第17条・様式第10号関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則(平成13年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「230円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則(平成14年島根県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「230円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「230円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表オートクレーブ（ガス）の項及び恒温恒湿器の項中「310円」を「320円」に改め、同表高速深孔あけ機の項中「430円」を「440円」に改め、同表自動かんな盤の項中「160円」を「170円」に改め、同表集成材圧縮装置の項中「360円」を「370円」に改め、同表集成材用プレス機の項中「220円」を「230円」に改め、同表樹木粉碎機の項中「2,560円」を「2,640円」に改め、同表手押しかんな盤の項中「80円」を「90円」に改め、同表塗装ブースの項中「130円」を「140円」に改め、同表フラッシュプレスの項中「160円」を「170円」に改め、同表ホットプレスの項中「1,070円」を「1,100円」に改め、同表ミニフィンガージョインターの項中「1,260円」を「1,300円」に改め、同表ワイドベルトサンダーの項中「690円」を「710円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

「	1,900円	「	1,950円
	1,840円		1,890円
	80円		80円
	240円		250円

	50円		50円	
	320円		330円	
	50円		50円	
	930円		960円	
	110円		110円	
	50円		50円	
	450円		460円	
	540円		560円	
	1,590円		1,640円	
	60円		60円	
	60円		60円	
	60円		60円	
	960円		970円	
	1,500円		1,510円	
	1,860円		1,920円	
	60円		60円	
	60円		60円	
	280円		280円	
	410円		430円	
	180円		190円	
	650円		670円	
	500円		510円	
	650円		670円	
	500円		510円	
	110円		120円	
別表中	210円	を	220円	に改める。
	1,690円		1,740円	
	460円		470円	
	1,560円		1,610円	
	1,600円		1,650円	
	100円		100円	
	1,120円		1,150円	
	70円		70円	
	280円		280円	
	90円		90円	
	340円		350円	
	1,180円		1,220円	
	270円		280円	
	310円		320円	
	280円		280円	
	100円		100円	
	1,360円		1,400円	

500円	510円
100円	100円
1,120円	1,150円
100円	100円
280円	280円
640円	660円
120円	130円
790円	810円
70円	70円
260円	270円
10,380円	10,680円
4,140円	4,260円

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表中	円	円	を	に、
	760	780		
	300	300		
	90	90		
	7,440	7,650		
	250	250		
	1,520	1,560		
	810	830		
	1,120	1,150		
400	410			

3,660	3,760		
2,610	2,680		
1,050	1,080		
1,050	1,080		
6,110	6,280	450	460
1,010	1,030	300	300

6,010	を	6,180	に、	200	を	200	に、
3,160		3,250		150		150	
1,630		1,670		1,370		1,400	
2,610		2,680					
960		980					
960		980					
960		980					

810		830	
810		830	
810		830	
810		830	
360		370	
200		200	
200		200	
1,120		1,150	
1,120		1,150	
1,120		1,150	
1,580		1,620	
5,250		5,400	
1,050		1,080	
560		570	
1,220		1,250	
2,650		2,720	
1,520		1,560	
2,650		2,720	
2,540		2,610	
610		620	
860		880	
1,420		1,460	
810		830	
2,650		2,720	
5,090	を	5,230	に、
10,090		10,370	
12,940		13,300	
21,810		22,430	
4,580		4,710	
8,660		8,900	
11,510		11,830	
18,240		18,760	
810		830	

810	830
4,450	4,570
2,650	2,720
1,930	1,980
1,120	1,150
1,120	1,150
1,170	1,200
1,730	1,770
1,340	1,370
1,730	1,770
960	980
1,090	1,120
1,220	1,250
810	830
860	880
900	920
1,580	1,620

」

1,220	1,250
1,530	1,570
1,450	1,490
800	820
1,330	1,360
500	510
810	830
810	830
500	510
1,630	1,670
10,190	10,480
5,700	5,860
3,360	3,450
1,560	1,600
10,500	10,800
3,460	3,550
920	940
910	930
1,550	1,590
1,220	1,250
760	780
570	580
400	410

を

に、

660	670
100	100
60	60
1,220	1,250
500	510
250	250
100	100
150	150
710	730

を

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	760円	「	780円	を に、
		300円		300円	
		90円		90円	
		7,440円		7,650円	
		250円		250円	
		1,520円		1,560円	
		1,120円		1,150円	
		400円		410円	
	」		」		

「	350円	を に、	360円	「	600円	を に、	610円
	300円		300円		450円		460円
	350円		360円		300円		300円
	300円		300円		250円		250円
	1,050円		1,080円		300円		300円
	6,110円		6,280円		250円		250円
	6,010円		6,180円		300円		300円
	3,160円		3,250円		450円		460円
	1,630円		1,670円				
	2,610円		2,680円				
	850円		870円				
	2,100円		2,160円				
	960円		980円				
	100円		100円				
450円	460円						
」				」			

「	700円	を に、	720円
	550円		560円
	450円		460円
」			

1,120円	1,150円
810円	830円
360円	370円

」

810円	830円
1,600円	1,640円
1,120円	1,150円
2,000円	2,050円
3,500円	3,600円
1,200円	1,230円
1,600円	1,640円
1,200円	1,230円
1,580円	1,620円
1,220円	1,250円
2,650円	2,720円
1,520円	1,560円
3,500円	3,600円
2,540円	2,610円
860円	880円
1,420円	1,460円
810円	830円
2,650円	2,720円
2,540円	2,610円
5,090円	5,230円
10,090円	10,370円
12,940円	13,300円
21,810円	22,430円
4,580円	4,710円
8,660円	8,900円
11,510円	11,830円
18,240円	18,760円
810円	830円
810円	830円
4,450円	4,570円
2,650円	2,720円
810円	830円
1,220円	1,250円
1,730円	1,770円
900円	920円
1,100円	1,130円
1,120円	1,150円

を

に、

1,170円	1,200円
1,340円	1,370円
1,530円	1,570円
1,450円	1,490円
800円	820円
1,330円	1,360円
1,220円	1,250円
2,100円	2,160円

」

7,800円	8,020円
1,500円	1,540円
1,200円	1,230円
920円	940円
600円	610円
600円	610円
12,000円	12,340円
3,900円	4,010円
1,550円	1,590円
1,220円	1,250円
760円	780円
910円	930円
1,500円	1,540円
10,500円	10,800円
570円	580円
400円	410円
200円	200円
4,140円	4,250円
4,140円	4,250円
200円	200円
500円	510円
200円	200円
350円	360円
100円	100円
150円	150円
60円	60円
500円	510円
660円	670円

1,090円	1,120円
100円	100円
10,190円	10,480円
5,700円	5,860円
3,360円	3,450円
1,560円	1,600円
1,000円	1,020円
500円	510円
450円	460円
450円	460円
810円	830円
350円	360円
400円	410円
400円	410円
450円	460円
450円	460円

を

に、

を

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 島根県立東部総合福祉センター

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額 (1回につき)	備 考
映像関係設備	301研修室	映像設備	一式	5,240円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	302研修室	映像設備	一式	2,090円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	304研修室	映像設備	一式	2,090円	
		手動スクリーン	1面	410円	
	305研修室	映像設備	一式	2,090円	
		手動スクリーン	1面	410円	
	306研修室	映像設備	一式	2,090円	
		手動スクリーン	1面	410円	
	401研修室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	402研修室	手動スクリーン	1面	410円	
	403研修室	映像設備	一式	5,240円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	404研修室	映像設備	一式	2,090円	
手動スクリーン		1面	410円		
405研修室	映像設備	一式	2,090円		
	手動スクリーン	1面	410円		
共通	共通	16ミリ映写機	1台	2,090円	専用台を含む。
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	830円	専用台を含む。
		スライド映写機（A）	1台	830円	専用台を含む。
		スライド映写機（B）	1台	730円	専用台を含む。
		可搬式スクリーン	1面	410円	
音響関係設備	体育室	音響設備	一式	1,570円	
その他設備器具	共通	携帯用拡声器（A）	1台	520円	
		携帯用拡声器（B）	1台	260円	
		レーザーポインター	1本	200円	
		机	1脚	150円	体育室において、会議以外の目的

					で使用する場合に限る。
		椅子	1脚	50円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。
		講演台	1台	520円	花台を含む。体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。
		司会者台	1台	260円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。
		移動ステージ	一式	2,090円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。
		展示パネル	1枚	100円	
		国旗	1枚	260円	
		県旗	1枚	260円	
		賞状盆	1枚	150円	
	陶芸炉	陶芸窯 (大)	素焼の場合	1台	11,100円
本焼の場合			1台	17,500円	
陶芸窯 (小)		素焼の場合	1台	890円	
		本焼の場合	1台	1,450円	

2 島根県立西部総合福祉センター

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額 (1回につき)	備 考
映像関係設備	101研修室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	301研修室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	401研修室	映像設備	一式	5,240円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	402研修室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	403研修室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	視聴覚室	映像設備	一式	2,620円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
	体育室	映像設備	一式	5,240円	
		電動スクリーン	1面	520円	映像設備を使用する場合を除く。
共通		16ミリ映写機	1台	2,090円	専用台を含む。
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	940円	専用台を含む。
		スライド映写機	1台	830円	専用台を含む。
		可搬式スクリーン	1面	410円	
音響関係設備	体育室	音響設備	一式	1,570円	
その他設備器具	共通	携帯用拡声器 (A)	1台	520円	

		携帯用拡声器 (B)	1 台	260円		
		レーザーポインター	1 本	200円		
		机	1 脚	150円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		椅子	1 脚	50円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		講演台	1 台	520円	花台を含む。体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		司会者台	1 台	260円	体育室において、会議以外の目的で使用する場合に限る。	
		展示パネル	1 枚	100円		
		国旗	1 枚	260円		
		県旗	1 枚	260円		
		賞状盆	1 枚	150円		
	陶芸炉	陶芸窯 (大)	素焼の場合	1 台	2,150円	
			本焼の場合	1 台	2,940円	
		陶芸窯 (小)	素焼の場合	1 台	890円	
本焼の場合			1 台	1,450円		

注 1 回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までのそれぞれの時間帯における使用をいう。ただし、陶芸窯を使用する場合は、準備及び燃焼を通じて1回とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表恒温接種箱（A）の項中「180円」を「190円」に改め、同表恒温接種箱（B）の項中「150円」を「160円」に改め、同表種子乾燥装置の項中「190円」を「200円」に改め、同表近赤外分析システムの項中「950円」を「980円」に改め、同表携帯型フルーツセレクターの項中「120円」を「130円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「精液伝票」を「精液譲渡伝票」に、「受精卵伝票」を「体内受精卵譲渡伝票」に改める。

別表第1中	「	1,200円	「	1,230円	に改める。
		2,400円		2,460円	
		830円	を	850円	
		1,800円		1,850円	
		600円		610円	
		1,200円		1,230円	
	」		」		

別表第2性判別処理した受精卵の項中「36,800円」を「23,300円」に改め、同表性判別処理していない受精卵の項中「17,900円」を「18,400円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表高速液体クロマトグラフ（A）の項中「330円」を「340円」に改め、同表固体試料TOC測定システムの項中「210円」を「220円」に改め、同表近赤外分析装置の項中「230円」を「240円」に改め、同表窒素自動蒸溜滴定装置の項中「160円」を「170円」に改め、同表高速液体クロマトグラフ（B）の項中「280円」を「290円」に改め、同表原子吸光分光光度計の項中「260円」を「270円」に改め、同表ガスクロマトグラフの項中「210円」を「220円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県水産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表くん製装置の項中「240円」を「250円」に改め、同表自動くん製装置の項中「280円」を「290円」に改め、別表の2の表自動染色装置の項中「140円」を「150円」に改め、同表底質探查装置の項中「180円」を「190円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表電気設備の項中「42円」を「43円」に改め、同表水道設備の項中「609円」を「626円」に改め、別表の2

5,250円	5,400円
3,150円	3,240円
52,500円	54,000円
42,000円	43,200円
1,575円	1,620円
1,575円	1,620円
3,150円	3,240円
7,245円	7,452円
3,780円	3,888円
4,200円	4,320円
31,500円	32,400円
1,575円	1,620円
3,150円	3,240円
1,890円	1,944円
315円	324円
158円	162円
1,050円	1,080円
840円	864円
1,050円	1,080円
1,050円	1,080円
2,100円	2,160円
1,050円	1,080円
525円	540円
3,150円	3,240円
35,000円	36,000円
1,575円	1,620円
21,000円	21,600円
1,575円	1,620円
5,250円	5,400円
21,000円	21,600円
210円	216円
5,250円	5,400円

の表中

を

に改める。

1,050円	1,080円
1,575円	1,620円
158円	162円
84円	86円
1,050円	1,080円
1,050円	1,080円
525円	540円
2,100円	2,160円
2,100円	2,160円
158円	162円
525円	540円
210円	216円
2,100円	2,160円
2,100円	2,160円
1,050円	1,080円
1,575円	1,620円
1,575円	1,620円
525円	540円
210円	216円
840円	864円
630円	648円
1,050円	1,080円
525円	540円
525円	540円
2,100円	2,160円
315円	324円
315円	324円
525円	540円
525円	540円
210円	216円
315円	324円

」 」

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表デジタル音声編集システムの項中「3,220円」を「3,310円」に改め、同表コンピュータグラフィックス製作用マシン(A)の項中「400円」を「410円」に改め、同表コンピュータグラフィックス製作用マシン(B)の項中「460円」を「470円」に改め、同表コンピュータグラフィックス製作用マシン(C)の項中「470円」を「480円」に改め、同表コンピュータグラフィックス合成・編集用マシンの項中「420円」を「430円」に改め、同表ノンリニア編集システムの項中「1,420円」を「1,460円」に改め、同表DVD編集システムの項中「1,430円」を「1,470円」に改め、別表第1の4の表大会議室の部音響設備の項中「470円」を「480円」に改め、同部デジタルマルチプレーヤーの項中「380円」を「390円」に改め、同表特別会議室の部デジタルマルチプレーヤーの項中「380円」を「390円」に改め、同表撮影機材の部デジタルハイビジョンカメラの項中「12,610円」を「12,970円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(A)の項中「5,040円」を「5,180円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(B)の項中「1,320円」を「1,350円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(C)の項中「1,440円」を「1,480円」に改め、同部デジタルビデオカメラ(D)の項中「660円」を「670円」に改め、同部三脚の項中「1,090円」を「1,120円」に改め、同部音声機材の項中「1,450円」を「1,490円」に改め、同部モニターの項中「730円」を「750円」に改め、同部ワイヤレスレシーバーの項中「720円」を「740円」に改め、同部照明機材の項中「3,580円」を「3,680円」に改め、同部広角レンズの項中「2,780円」を「2,850円」に改め、同部バランスシステムの項中「3,660円」を「3,760円」に改め、同部水中プリンプの項中「5,920円」を「6,080円」に改め、同表ダビング用機器の部ビデオデッキ(A)の項中「740円」を「760円」に改め、同部ビデオデッキ(B)の項中「600円」を「610円」に改め、同部ビデオデッキ(C)の項中「550円」を「560円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

1時間につき	1,200円
1時間につき	1,540円

を

1時間につき	1,240円
1時間につき	1,590円

に、

1時間につき	610円
1時間につき	1,390円
1時間につき	1,240円
1時間につき	1,340円
1時間につき	50円
1時間につき	60円
1時間につき	60円
1時間につき	160円
1時間につき	490円
1時間につき	180円
1時間につき	140円

1時間につき	620円
1時間につき	1,430円
1時間につき	1,270円
1時間につき	1,380円
1時間につき	50円
1時間につき	60円
1時間につき	70円
1時間につき	160円
1時間につき	500円
1時間につき	180円
1時間につき	140円

1時間につき	70円
1時間につき	480円
1時間につき	110円
1時間につき	80円
1時間につき	620円
1時間につき	280円
1時間につき	60円
1時間につき	90円
1時間につき	700円
1時間につき	1,680円
1時間につき	1,520円
1時間につき	680円

を

1時間につき	70円
1時間につき	490円
1時間につき	110円
1時間につき	80円
1時間につき	630円
1時間につき	290円
1時間につき	60円
1時間につき	90円
1時間につき	720円
1時間につき	1,730円
1時間につき	1,560円
1時間につき	690円

に、

粒度分布測定装置	1時間につき	450円
----------	--------	------

を

粒度分布測定装置	1時間につき	460円
微小荷重用強度試験機	1時間につき	140円

に、

1時間につき	1,310円
1時間につき	2,260円
1時間につき	2,370円
1時間につき	60円
1時間につき	240円
1時間につき	230円
1時間につき	750円
1時間につき	620円
1時間につき	2,480円
1時間につき	1,140円
1時間につき	630円
1時間につき	490円
1時間につき	2,490円
1時間につき	2,650円
1時間につき	170円
1時間につき	170円
1時間につき	50円
1時間につき	160円
1時間につき	510円
1時間につき	1,380円
1時間につき	1,290円

を

1時間につき	1,340円
1時間につき	2,320円
1時間につき	2,440円
1時間につき	60円
1時間につき	240円
1時間につき	240円
1時間につき	770円
1時間につき	640円
1時間につき	2,550円
1時間につき	1,170円
1時間につき	640円
1時間につき	500円
1時間につき	2,560円
1時間につき	2,730円
1時間につき	170円
1時間につき	170円
1時間につき	50円
1時間につき	160円
1時間につき	520円
1時間につき	1,420円
1時間につき	1,330円

に、

1時間につき	390円
1時間につき	90円
1時間につき	1,300円
1時間につき	630円
1時間につき	1,350円
1時間につき	1,690円
1時間につき	2,030円
1時間につき	1,660円
1時間につき	1,820円
1時間につき	670円

を

1時間につき	400円
1時間につき	90円
1時間につき	1,340円
1時間につき	650円
1時間につき	1,390円
1時間につき	1,730円
1時間につき	2,090円
1時間につき	1,710円
1時間につき	1,870円
1時間につき	690円

に、

1時間につき	320円
1時間につき	60円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	220円
1時間につき	550円
1時間につき	2,920円
1時間につき	510円
1時間につき	2,110円
1時間につき	280円
1時間につき	590円
1時間につき	1,820円
1時間につき	560円
1時間につき	1,180円

を

1時間につき	330円
1時間につき	60円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	230円
1時間につき	570円
1時間につき	3,000円
1時間につき	530円
1時間につき	2,170円
1時間につき	290円
1時間につき	610円
1時間につき	1,870円
1時間につき	580円
1時間につき	1,220円

に、

1時間につき	880円
1時間につき	150円
1時間につき	100円
1時間につき	60円
1時間につき	50円
1時間につき	350円
1時間につき	120円
1時間につき	130円
1時間につき	3,000円
1時間につき	3,660円
1時間につき	660円
1時間につき	360円

を

1時間につき	910円
1時間につき	160円
1時間につき	110円
1時間につき	60円
1時間につき	50円
1時間につき	360円
1時間につき	120円
1時間につき	130円
1時間につき	3,080円
1時間につき	3,760円
1時間につき	670円
1時間につき	370円

に、

1時間につき	540円
1時間につき	140円
1時間につき	220円
1時間につき	200円
1時間につき	100円
1時間につき	210円
1時間につき	520円
1時間につき	430円
1時間につき	940円
1時間につき	2,060円

1時間につき	550円
1時間につき	140円
1時間につき	230円
1時間につき	200円
1時間につき	110円
1時間につき	210円
1時間につき	530円
1時間につき	440円
1時間につき	970円
1時間につき	2,110円

「 5 機械・金属・電子関連機器 を

「 5 機械・金属関連機器 に、

1時間につき	400円
1時間につき	280円
1時間につき	430円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	1,080円
1時間につき	1,770円
1時間につき	1,220円
1時間につき	870円
1時間につき	1,220円
1時間につき	970円
1時間につき	1,160円
1時間につき	100円
1時間につき	280円
1時間につき	660円
1時間につき	340円
1時間につき	440円
1時間につき	610円
1時間につき	170円
1時間につき	9,530円
1時間につき	240円
1時間につき	3,490円
1時間につき	5,350円
1時間につき	2,100円

1時間につき	410円
1時間につき	290円
1時間につき	440円
1時間につき	50円
1時間につき	50円
1時間につき	1,110円
1時間につき	1,820円
1時間につき	1,250円
1時間につき	900円
1時間につき	1,260円
1時間につき	990円
1時間につき	1,200円
1時間につき	100円
1時間につき	290円
1時間につき	670円
1時間につき	350円
1時間につき	450円
1時間につき	620円
1時間につき	170円
1時間につき	9,810円
1時間につき	240円
1時間につき	3,590円
1時間につき	5,500円
1時間につき	2,160円

を に、

1時間につき	3,180円
1時間につき	2,200円
1時間につき	80円
1時間につき	100円
1時間につき	100円
1時間につき	570円
1時間につき	240円
1時間につき	620円
1時間につき	3,730円
1時間につき	2,490円
1時間につき	200円
1時間につき	860円
1時間につき	510円
1時間につき	310円
1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	60円
1時間につき	110円

1時間につき	3,270円
1時間につき	2,260円
1時間につき	80円
1時間につき	110円
1時間につき	110円
1時間につき	580円
1時間につき	240円
1時間につき	640円
1時間につき	3,830円
1時間につき	2,560円
1時間につき	200円
1時間につき	880円
1時間につき	530円
1時間につき	310円
1時間につき	510円
1時間につき	1,020円
1時間につき	60円
1時間につき	120円

1時間につき	1,680円
1時間につき	1,500円
1時間につき	160円

1時間につき	1,720円
1時間につき	1,540円
1時間につき	170円

を

に、

卓上フリス盤	1時間につき	70円
ファンクションジェネレーター	1時間につき	50円
精密電力増幅器	1時間につき	150円

を

卓上フリス盤	1時間につき	70円
--------	--------	-----

に、

1時間につき	3,350円
1時間につき	1,120円
1時間につき	500円
1時間につき	2,410円

1時間につき	3,450円
1時間につき	1,150円
1時間につき	520円
1時間につき	2,480円

を

に、

風速計	1時間につき	50円
照度計	1時間につき	50円
光パワーメータ	1時間につき	50円

を

低抵抗計	1時間につき	50円
------	--------	-----

風速計	1時間につき	50円
-----	--------	-----

1時間につき	390円
1時間につき	440円

を

1時間につき	400円
1時間につき	450円

に、

平面研削盤	1時間につき	500円
スペクトラムアナライザ（EMC）	1時間につき	60円
差動信号発生装置	1時間につき	70円
高速オシロスコープ	1時間につき	80円
任意波形発生装置（通信機器性能計測用）	1時間につき	90円
信号データ解析システム	1時間につき	50円
高調波測定・電圧ディップ／電圧変動試験装置	1時間につき	120円
LCRメータ	1時間につき	50円
周波数特性分析器	1時間につき	50円
電子負荷装置	1時間につき	50円
光デバイス評価装置	1時間につき	50円
電磁界設計・シミュレーション	1時間につき	50円
回路設計・回路基板デザインシステム	1時間につき	50円
多層プリント基板作成装置	1時間につき	50円
放射エミッション	1時間につき	570円
伝導エミッション	1時間につき	570円
妨害電力クランプ	1時間につき	570円
放射イミュニティ測定システム	1時間につき	610円
伝導イミュニティ測定システム	1時間につき	600円
ネットワークアナライザ	1時間につき	50円
電波暗室	1時間につき	2,990円

を

平面研削盤	1時間につき	510円
-------	--------	------

に、

1時間につき	630円
1時間につき	240円
1時間につき	80円
1時間につき	160円
1時間につき	1,130円
1時間につき	2,280円

を

1時間につき	650円
1時間につき	250円
1時間につき	80円
1時間につき	160円
1時間につき	1,160円
1時間につき	2,340円

に、

1時間につき	4,960円
--------	--------

1時間につき	5,100円
--------	--------

電界放出形走査電子顕微鏡	1時間につき	2,760円
耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	50円
非接触変位計	1時間につき	390円
照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	460円

を

電界放出形走査電子顕微鏡	1時間につき	2,840円
非接触変位計	1時間につき	400円

に、

1時間につき	720円
1時間につき	140円
1時間につき	520円
1時間につき	300円
1時間につき	220円
1時間につき	1,280円

を

1時間につき	740円
1時間につき	140円
1時間につき	530円
1時間につき	310円
1時間につき	230円
1時間につき	1,310円

に、

クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円
6 デザイン関連機器		

を

クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円
クロスセクションポリッシャー	1時間につき	1,270円
6 電子・電気関連機器		
ファンクションジェネレーター	1時間につき	50円
精密電力増幅器	1時間につき	150円
照度計	1時間につき	50円
光パワーメータ	1時間につき	50円
低抵抗器	1時間につき	50円
スペクトラムアナライザ（EMC）	1時間につき	60円
差動信号発生装置	1時間につき	70円
高速オシロスコープ	1時間につき	80円
任意波形発生装置（通信機器性能計測用）	1時間につき	90円
信号データ解析システム	1時間につき	50円
高調波測定・電圧ディップ／電圧変動試験装置	1時間につき	120円
LCRメータ	1時間につき	50円
周波数特性分析器	1時間につき	50円
電子負荷装置	1時間につき	50円

に改め、別表第1の2

光デバイス評価装置	1時間につき	50円
電磁界設計・シミュレーション	1時間につき	50円
回路設計・回路基板デザインシステム	1時間につき	50円
多層プリント基板作成装置	1時間につき	50円
放射エミッション	1時間につき	590円
伝導エミッション	1時間につき	590円
妨害電力クランプ	1時間につき	590円
放射イミュニティ測定システム	1時間につき	620円
伝導イミュニティ測定システム	1時間につき	620円
ネットワークアナライザ	1時間につき	50円
電波暗室	1時間につき	3,070円
耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	50円
照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	480円
7 デザイン関連機器		

「 の表中 を に、

1時間につき	9,280円	1時間につき	9,540円
1時間につき	300円	1時間につき	300円
1時間につき	670円	1時間につき	690円
1時間につき	870円	1時間につき	890円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	60円	1時間につき	60円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	80円	1時間につき	80円
1時間につき	100円	1時間につき	110円

「 を に、

1時間につき	170円	1時間につき	180円
1時間につき	80円	1時間につき	80円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	100円	1時間につき	100円
1時間につき	370円	1時間につき	380円
1時間につき	150円	1時間につき	150円
1時間につき	390円	1時間につき	400円
1時間につき	90円	1時間につき	90円
1時間につき	90円	1時間につき	90円
1時間につき	50円	1時間につき	50円
1時間につき	1,680円	1時間につき	1,730円

ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	880円	を
-----------------	--------	------	---

ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	910円	に、
電気恒温 ^ふ 孵卵器	1時間につき	50円	

1時間につき	380円
1時間につき	100円
1時間につき	100円
1時間につき	830円
1時間につき	140円
1時間につき	450円
1時間につき	50円
1時間につき	130円
1時間につき	610円
1時間につき	420円
1時間につき	50円
1時間につき	300円
1時間につき	90円
1時間につき	190円
1時間につき	50円
1時間につき	420円
1時間につき	290円

1時間につき	390円
1時間につき	110円
1時間につき	110円
1時間につき	850円
1時間につき	140円
1時間につき	460円
1時間につき	50円
1時間につき	130円
1時間につき	620円
1時間につき	440円
1時間につき	50円
1時間につき	310円
1時間につき	100円
1時間につき	190円
1時間につき	50円
1時間につき	430円
1時間につき	300円

ジョークラッシャー	1時間につき	230円	を
ふるい	1時間につき	70円	

ジョークラッシャー	1時間につき	240円	に、
-----------	--------	------	----

1時間につき	650円
1時間につき	2,180円
1時間につき	960円
1時間につき	940円
1時間につき	190円

1時間につき	670円
1時間につき	2,240円
1時間につき	990円
1時間につき	960円
1時間につき	200円

色彩輝度計	1時間につき	50円	を
-------	--------	-----	---

色彩輝度計	1時間につき	50円
電磁式ふるい振とう機	1時間につき	50円
分析電子顕微鏡	1時間につき	1,990円

に改める。

別表第2の1の項第1号中「13,400円」を「13,780円」に、「3,290円」を「3,380円」に改め、同項第2号中「1,820円」を「1,870円」に改め、同項第3号中「5,840円」を「6,000円」に改め、同項第4号中「11,550円」を「11,880円」に改め、同項第5号中「13,750円」を「14,140円」に改め、同項第6号中「8,730円」を「8,970円」に、「1,870円」を「1,920円」に、「11,220円」を「11,540円」に、「2,790円」を「2,860円」に、「10,300円」を「10,590円」に、「3,960円」を「4,070円」に改め、同項第7号中「4,920円」を「5,060円」に改め、同項第8号中「10,670円」を「10,970円」に改め、同項第9号中「14,310円」を「14,720円」に改め、同項第10号中「5,880円」を「6,040円」に改め、同項第11号中「8,780円」を「9,030円」に改め、同項第12号中「12,100円」を「12,440円」に改め、同項第13号中「1,880円」を「1,930円」に改め、同項第14号中「12,460円」を「12,820円」に改め、同項第15号中「1,040円」を「1,070円」に改め、同表2の項第1号中「4,660円」を「4,800円」に改め、同項第2号中「1,000円」を「1,020円」に、「3,050円」を「3,130円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「3,840円」を「3,950円」に、「5,660円」を「5,820円」に、「6,380円」を「6,570円」に、「9,320円」を「9,590円」に、「6,130円」を「6,310円」に、「5,010円」を「5,160円」に改め、同項第3号中「1,770円」を「1,820円」に、「6,290円」を「6,470円」に改め、同項第4号中「1,580円」を「1,630円」に、「2,410円」を「2,480円」に、「5,240円」を「5,390円」に、「6,180円」を「6,360円」に、「8,260円」を「8,490円」に改め、同項第5号中「5,940円」を「6,110円」に改め、同項第6号中「4,470円」を「4,600円」に、「2,110円」を「2,170円」に、「3,250円」を「3,340円」に、「4,050円」を「4,160円」に、「3,860円」を「3,970円」に改め、同項第7号中「5,650円」を「5,810円」に改め、同項第8号中「5,110円」を「5,260円」に改め、同項第9号中「5,960円」を「6,130円」に改め、同項第10号中「5,060円」を「5,200円」に改め、同項第11号中「14,760円」を「15,180円」に改め、同項第12号中「15,210円」を「15,650円」に改め、同項第13号中「32,930円」を「33,880円」に改め、同項第14号中「21,020円」を「21,620円」に改め、同項第15号中「6,220円」を「6,400円」に改め、同項第16号中「11,200円」を「11,520円」に改め、同項第17号中「19,920円」を「20,480円」に改め、同項第18号中「24,380円」を「25,070円」に改め、同項第19号中「7,330円」を「7,530円」に改め、同項第20号中「13,050円」を「13,430円」に改め、同項第21号中「12,440円」を「12,800円」に改め、同項第22号中「15,020円」を「15,450円」に改め、同表3の項第1号中「840円」を「860円」に、「4,330円」を「4,450円」に、「8,100円」を「8,330円」に改め、同項第2号中「18,230円」を「18,750円」に改め、同表4の項第1号中「2,230円」を「2,290円」に、「2,740円」を「2,820円」に、「4,640円」を「4,770円」に、「7,480円」を「7,700円」に、「20,110円」を「20,680円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「1,550円」に、「13,000円」を「13,370円」に改め、同項第3号中「12,270円」を「12,620円」に改め、同項第4号中「4,720円」を「4,860円」に、「2,660円」を「2,740円」に、「5,520円」を「5,670円」に、「13,650円」を「14,040円」に、「4,580円」を「4,710円」に改め、同項第5号中「127,420円」を「131,060円」に改め、同表5の項第1号中「1,610円」を「1,650円」に、「3,100円」を「3,180円」に、「4,430円」を「4,550円」に、「6,410円」を「6,590円」に改め、同項第2号中「2,070円」を「2,130円」に改め、同表6の項中「4,380円」を「4,500円」に改め、同表7の項第1号中「2,770円」を「2,840円」に改め、同項第2号中「2,890円」を「2,970円」に改め、同表8の項第1号中「1,860円」を「1,910円」に、「1,780円」を「1,830円」に、「5,990円」を「6,170円」に、「3,970円」を「4,080円」に改め、同項第2号中「1,540円」を「1,590円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「3,170円」を「3,260円」に、「1,820円」を「1,880円」に、

4 高温摩擦摩耗試験	1 試料1時間までごとに 4,400円	を
------------	---------------------	---

「

4	高温摩擦摩耗試験	1 試料1時間までごとに	4,530円	に
5	微小荷重による強度試験	5 試験片まで	2,420円	
		1 試験片増すごとに	350円加算	

」

改め、同項第3号中「1,950円」を「2,000円」に、「1,870円」を「1,930円」に、「1,880円」を「1,940円」に改め、同表9の項第1号中「5,320円」を「5,470円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「6,050円」を「6,220円」に、「6,530円」を「6,710円」に、「6,520円」を「6,700円」に、「1,850円」を「1,900円」に改め、同項第2号中「3,470円」を「3,560円」に、「4,690円」を「4,830円」に、「9,450円」を「9,720円」に、「4,360円」を「4,490円」に、「12,680円」を「13,040円」に、「8,150円」を「8,380円」に改め、同項第3号中「10,260円」を「10,550円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「5,180円」を「5,330円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「4,810円」を「4,950円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「4,210円」を「4,330円」に、「940円」を「960円」に、「9,010円」を「9,260円」に、「6,480円」を「6,670円」に改め、同項第4号中「10,070円」を「10,350円」に改め、同表10の項第1号中「1,720円」を「1,770円」に、「2,910円」を「2,990円」に、

「

3	粒度分布測定	1 試料につき	4,600円	を
4	耐火度測定	1 試料につき	5,370円	
5	熱分析 熱重量測定、熱膨張試験又は示差熱試験	1 試料1項目につき	6,860円	
6	比表面積測定	1 試料につき	4,740円	

」

「

3	粒度分布測定（沈降法）	1 試料につき	4,730円	に
4	粒度分布測定（レーザー回折）	1 試料につき	2,180円	
5	粒度分布測定（ふるい振とう機）	1 試料につき	1,290円	
6	耐火度測定	1 試料につき	5,530円	
7	熱分析 熱重量測定、熱膨張試験又は示差熱試験	1 試料1項目につき	7,060円	
8	比表面積測定	1 試料につき	4,880円	

」

改め、同項第2号中「440円」を「450円」に、「1,450円」を「1,490円」に、「1,220円」を「1,250円」に、「4,140円」を「4,260円」に、「6,370円」を「6,560円」に、「6,580円」を「6,760円」に、「9,800円」を「10,080円」に、「5,350円」を「5,500円」に、「1,550円」を「1,590円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「1,600円」を「1,640円」に改め、同項第3号中「4,910円」を「5,050円」に、「3,030円」を「3,120円」に改め、同項第4号中「4,170円」を「4,290円」に改め、同項第5号中「7,090円」を「7,290円」に、「9,590円」を「9,860円」に改め、同項第6号中「2,390円」を「2,460円」に改め、同表11の項第1号中「2,230円」を「2,290円」に改め、同項第2号中「18,040円」を「18,560円」に、「7,030円」を「7,230円」に改め、同表12の項第1号中「8,010円」を「8,240円」に改め、同項第2号中「1,300円」を「1,340円」に改め、同項第3号中「2,260円」を「2,330円」に、「4,350円」を「4,480円」に改め、同項第4号中「1,110円」を「1,140円」に、「3,180円」を「3,280円」に改め、同表13の項第1号中「3,590円」を「3,690円」に改め、

円)に、「3,430円」を「3,530円」に改め、同項第2号中「3,590円」を「3,690円」に、「3,430円」を「3,530円」に改め、同表14の項中「1,690円」を「1,740円」に、「3,380円」を「3,480円」に、「5,080円」を「5,220円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年島根県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1表面中「630」を「640」に、「1,260」を「1,290」に、「180」を「190」に、「140」を「150」に、「290」を「300」に、「580」を「600」に改め、同様式裏面中「850」を「870」に、「150」を「160」に、「330」を「340」に、「730」を「750」に、「880」を「900」に、「1,050」を「1,080」に改める。

様式第1号その2中「480」を「490」に、「5,790」を「5,960」に、「560」を「580」に、「6,890」を「7,090」に、「770」を「790」に、「9,380」を「9,650」に、「650」を「660」に、「7,820」を「8,040」に、「1,050」を「1,080」に、「12,600」を「12,960」に改める。

様式第2号その1表面中「630」を「640」に、「1,260」を「1,290」に、「180」を「190」に、「140」を「150」に、「290」を「300」に、「580」を「600」に改め、同様式裏面中「850」を「870」に、「150」を「160」に、「330」を「340」に、「730」を「750」に、「880」を「900」に、「1,050」を「1,080」に改める。

様式第2号その2中「480」を「490」に、「5,790」を「5,960」に、「560」を「580」に、「6,890」を「7,090」に、「770」を「790」に、「9,380」を「9,650」に、「650」を「660」に、「7,820」を「8,040」に、「1,050」を「1,080」に、「12,600」を「12,960」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第2項中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第5条中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第17条第1項中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

様式第10号中「0.0315」を「0.0324」に改める。

様式第15号中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第151号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1号中「16,500円」を「17,900円」に改める。

第2号の表中「16,500円」を「17,900円」に、「13,700円」を「14,900円」に、「12,100円」を「13,100円」に改める。

第3号の表中「11,000円」を「11,900円」に、「9,100円」を「9,900円」に、「8,100円」を「8,700円」に改める。

島根県告示第152号

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額（昭和49年島根県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1の項中「490円」を「500円」に改め、2の項中「490円」を「500円」に、「11,320円」を「11,640円」に改める。

島根県告示第153号

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額（平成8年島根県告示第338号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

6円30銭
19円95銭

」を「

6円48銭
20円52銭

」に、

	「		「	
38円85銭	を	39円96銭	に	改める。
10円50銭		10円80銭		
	」		」	

島根県告示第154号

有料公園施設における陸上競技用器具の基準額（平成16年島根県告示第1079号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「5,550円」を「5,700円」に、「580円」を「590円」に、「850円」を「870円」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第4号

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ケースの項中「1,360円」を「1,390円」に改め、別表の2の表1kWクセノンピンスポットの項中「920円」を「940円」に改め、同表3点吊りマイク設備の項中「1,390円」を「1,420円」に改め、同表映像上映設備の項中「27,450円」を「28,230円」に改め、同表ハイビジョン書画装置の項中「1,390円」を「1,420円」に改め、同表映像録画設備の項中「7,280円」を「7,480円」に改め、同表移動型カメラの項中「580円」を「590円」に改め、同表移動型ワゴンの項中「1,110円」を「1,140円」に改め、同表インカム内蔵テレビの項中「620円」を「630円」に改め、同表出先用モニターテレビの項中「470円」を「480円」に改め、同表16ミリ映写機の項中「600円」を「610円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第5号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（回数券）」に改め、同条第1項中「はかる」を「図る」に、「回数利用券」を「回数券」に改め、同条第2項中「回数利用券」を「回数券」に改める。

別表第1第4号中「島根県身体障害者スポーツ協会」を「公益財団法人島根県障害者スポーツ協会」に改め、同表第8号中「島根県体育協会」を「公益財団法人島根県体育協会」に改める。

別表第2の1の表中「回数利用券」を「回数券」に改め、別表第2の2の表第1道場（柔道場）又は第2道場（剣道場）の項中「5,480円」を「5,630円」に改め、同表トレーニング室の項中「570円」を「580円」に改め、同表会議室又は研修室の項中「370円」を「380円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第6号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（回数券）」に改め、同条第1項中「はかる」を「図る」に、「回数利用券」を「回数券」に改め、同条第2項中「回数利用券」を「回数券」に改める。

第6条第2号の表水泳プールの項中「水泳プール」を「島根県立水泳プール」に改め、同表体育館の項を次のように改める。

島根県立体育館	アリーナ	使用開始の日の前日から起算して7日前
	多目的ルーム	
	フィットネスルーム	
	キッズルーム	
	トレーニングルーム	
	会議室	使用開始の日の前日から起算して2日前
研修室		

第6条第2号の表サッカー場の項中「サッカー場」を「島根県立サッカー場」に改める。

別表第1第4号中「島根県身体障害者スポーツ協会」を「公益財団法人島根県障害者スポーツ協会」に改め、同表第8号中「島根県体育協会」を「公益財団法人島根県体育協会」に改める。

別表第2の1の表中「水泳プール」を「島根県立水泳プール」に改め、別表第2の1の(1)の表中「回数利用券」を「回数券」に改め、別表2の1の(1)のアの表中「上記」を「左記」に、「4,100円」を「4,200円」に、「6,300円」を「6,400円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「7,400円」を「7,600円」に改め、別表第2の1の(1)のイの表中「上記」を「左記」に改め、別表第2の1の(2)の表中「冷暖房器具」を「冷暖房装置」に、「660円」を「670円」に、「370円」を「380円」に改め、別表第2の2の表を次のように改める。

2 島根県立体育館

(1) 回数券を発行する場合の使用料

ア アリーナ、多目的ルーム、フィットネスルーム又はキッズルーム

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる 者	左記の者以外の者（3歳未満 の者を除く。）
金額	11回券 500円	11回券 1,100円	11回券 1,600円

イ トレーニングルーム

区 分	中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる 者	左記の者以外の者（未就学児 及び小学校の児童を除く。）
金額	11回券 700円	11回券 1,600円	11回券 2,400円

(2) 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
アリーナ	4,200円
多目的ルーム	670円
フィットネスルーム	670円
キッズルーム	670円
トレーニングルーム	670円
会議室	380円
研修室	380円

別表第2の3の表を次のように改める。

3 島根県立サッカー場

冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

冷暖房料金	380円
-------	------

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。